

Vol. 251

(2ページに写真説明)

URL http//www.nakanohoujinkai.or.jp

掲示板(5~7月行事予定表)



※下記の予定は、5月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。 詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

	月 日	時 間	内容	会 場	備考
	7日(火)	13:00~17:00	無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法人会館	
5	8日(水)	9:40~10:25	租税教室(谷戸小学校)6年1組	谷戸小学校	
	//	10:50~11:35	租税教室(谷戸小学校)6年2組	谷戸小学校	
	9日(木)	17:00~18:00	理事会	中野セントラルパーク サ ウ ス 会 議 室	
月	15日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
	16日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
	24&27日	16:00~17:30	オンラインセミナー「令和6年度税制改正」	法人会館+WEB	
	26日(日)	未 定	わんぱく相撲大会	中野区立体育館	
	3日(月)	16:00~17:30	経営塾第1弾「令和6年度税制改正」	法人会館	
	4日(火)	10:30~11:30	第6回中野税務懇談会	未 定	
6	//	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	//	13:00~17:00	無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	6日(木)	16:00~17:00	(第1部)第13回通常総会	リーガロイヤルホテル東京	
	//	17:15~18:00	(第2部)感謝状贈呈式	リーガロイヤルホテル東京	
	//	18:15~19:45	(第3部)懇親会	リーガロイヤルホテル東京	
	7日(金)	16:00~17:30	経営塾第1弾「令和6年度税制改正」	法人会館	
月	10~14日	13:30~15:30	簿記講習会	法人会館	
	18日(火)	16:00~17:00	常任理事会	中野セントラルパーク サ ウ ス 会 議 室	
	//	17:00~18:00	健康セミナー	中野セントラルパーク カンファレンス	
	//	18:15~20:15	懇親会	ビストロアンドグリル ミーアットパーク	
	19日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
7	1日(月)	13:00~17:00	無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法人会館	
	3日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	4日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
月月	9日(火)	13:30~16:00	パソコン会計セミナー(勘定奉行クラウド)	法 人 会 館	
	11日休	13:15~16:30	パソコン会計セミナー(弥生会計)	法 人 会 館	

5月号の目次 2024 VOL.251

本部だより:活発な事業を展開	新入会員特別研修会・特別交流会 10・11
(確定申告·事業承継·ボウリング大会) 3	令和5年度·新入会員、支部だより(第8·9支部日帰りバス研修会) 12
知っとくと得情報(税の豆知識) (山岡税理士) … 4・5	本部・支部だより(オンラインセミナー・経営塾第一弾の案内) 13
税務署だより(定額減税)6	支部役員会
税務署だより(定額減税説明会案内)7	部会だより (青年部会·女性部会) ······ 14
税務署だより(中野税務署移転のお知らせ)8	活発な社会貢献活動を展開(中野ランニングフェスタ2024) 15
都税だより (ダイレクト納付 他)9	会員事業者紹介
● 表紙 (写真説明)	「盛岡城跡公園」 日本閣観光㈱ 中 原 孝 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743





お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時:5/7(火)、6/4(火)、7/1(月)、8/1(木) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550(担当)三國·下島



⊂2月度恒例:活発な事業を展開:!:!

中野法人会経営塾:第四弾・第五弾 福利厚生事業・親睦ボウリング大会









柴野公益事業委員長 濱税制税務委員長 宮治厚生共益事

2月7日 中野法人会経営塾 第四弾 "確定申告"(於:法人会館+WEB)



参加された皆様

今年度は、中野税務署の佐野上 席に研修して頂きました。確定申 告の手引きを用いて申告書の事柄 を親切丁寧に解説して頂きました。



またスマホ利用による申告等を 講師:佐野上席様 別紙図解を使用して力説されていました。

2月13日 中野法人会経営塾 第五弾 "事業承継"(於:法人会館+WEB)

今回も、毎年恒例"事業承継"の研修を行っ て頂きました。



参加された皆様

先ず、「事業承継は何が問題か? | について話され、「円滑な引継ぎ」 「事業承継のパターン」「自社株式 の問題」「自社株式の移転事例」 等々。



次に、「事業承継税制・相続税・贈与税」更に、 「株価の引き下げ対策」について事例をスライド で参照しながらで丁寧に解説され、90分に亘り 内容の濃い研修をして頂きました。

2月9日 中野法人会福利厚生事業 第三弾 "ボウリング大会"(於:高田馬場グランドボウル)



参加された皆様





会場の高田馬場グランドボウル









優勝:根本氏 準優勝:渡邉氏 第三位:出井氏 ~ 始球式:柴野副会長、

知っとくと 得情報 =税の豆知識=



山 岡 修 治
〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712 携帯 090(2212)0306 e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp

税理十



今回の知っとくと得情報は、令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、大綱においては、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び個人住民税について、令和6年6月から納税者本人と扶養家族を対象に所得税3万円及び住民税1万円の特別控除(以下「定額減税」という。)を行うことが発表されました。その後、この大綱に沿った国税等の改正法案が成立し定額減税が実施されることになりましたので、その具体的な内容を説明いたします。

1. 定額減税 (法律改正) の趣旨及び背景

バブル崩壊後の30年間、日本はデフレが続いており、人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資などがコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞し、「コストカット型経済」とも呼べる悪循環に陥っています。賃金が上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物の値段が適度に上がる、それが企業の売上げ、業績につながり、新たな投資を呼び込み、企業が次の成長段階に入り、また賃金が上がる。そうした好循環に向けて、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税及び個人住民税の減税が行われます。

過去2年間で所得税及び個人住民税の税収が3.5 兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとし、3兆円台半ばの規模で減税が実施されます。

2. 定額減税の対象となる方

この定額減税の対象となる方は、令和6年分の 所得税及び住民税を納税する居住者で、その年 の合計所得金額が1,805万円以下の方です(給与 収入のみの方は、給与収入が2,000万円以下であ

る方)です。

(注)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金 額調整控除を受ける方は、2,015万円以下です。

3. 定額減税の額

定額減税の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超 える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 所得税
 - (1)本人(居住者に限ります。) 30,000円
 - (2)同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき30,000円
- 2 住民税(所得制限や実施方法は省略します。)
 - (1)本人 10,000円
 - (2)同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき10,000円

4. 定額減税の実施方法

所得税の定額減税は、所得の種類によって、 次の方法により実施されます。

1. 給与所得者に係る定額減税

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等 (賞与等を含むものとし、「給与所得者の扶養 控除等(異動)申告書」を提出している勤務 先から支払われる給与等に限ります。)につき 源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所 得税(以下「所得税等」といいます。)の額か ら定額減税に相当する金額が控除されます。 これにより控除をしてもなお控除しきれない 部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる 給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の 額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

2. 公的年金等の受給者に係る定額減税

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等(確定給付企業年金 法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除 きます。)につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から定額減税に相当する金額が控除されます。これにより控除してもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)により調整することとなります。

3. 事業所得者等に係る定額減税

原則として、令和6年分の所得税の確定申告 (令和7年1月以降)の際に所得税の額から定額 減税の額が控除されます。予定納税の対象と なる方については、令和6年7月の第1期分予定 納税額から本人分に係る定額減税の額に相当 する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る定額減税の額に相当する金額については、 予定納税額の減額申請の手続きにより定額減 税の額を控除することができ、第1期分予定納 税額から控除しきれなかった場合には、控除 しきれない部分の金額が11月の第2期予定納税 額から控除されます。

5. 住民税非課税世帯及び低所得者世帯には

政府は、総合経済対策に盛り込んだ給付金の 定額減税の対象にならず、恩恵も十分受けられ ない「隙間」の所得層への対応策をまとめています。

1. 住民税非課税世帯の方へは

世帯主に、1世帯あたり7万円と18歳以下の 児童1人あたり5万円が給付されます(令和5年 末から順次給付中です)。

令和5年夏以降に支給された3万円と合わせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。

2. 住民税均等割のみ課税される世帯の方へは

世帯主に、1世帯あたり10万円と18歳以下の 児童1人あたり5万円が支給されます(令和6年 2~3月から順次給付中です)。

6. 給与所得者の減税後の住民税の納付方法

給与所得者の住民税は、6月の 住民税は徴収なしで、定額減税 後の住民税を7月以降の11ヶ月間 で均等して徴収する仕組みとなっているようです。



「てんとう虫」



庭先やベランダでも見かけるて んとう虫ですが、よく見られるの はナナホシテントウです。てんと

う虫は種類も多く、人の役に立つ益虫もいれば 害をなす虫もいます。

てんとう虫は、コウチュウ目テントウムシ科に 分類される昆虫の総称です。てんとう虫を漢字 では「天道虫」と書きますが、枝や葉っぱの先 端まで行って行き場がなくなるとパッと上に飛び 立つ習性があり、「お天道様に飛んで行く虫」と いうことで「てんとう虫」と呼ばれるようになっ たと言われています。

背中の模様はよく目立ちます。この派手な模様は「警告色」と呼ばれるもので、毒がある等食べても嫌な味がするというサインなのです。

5月の税務と労務

- ・国税/4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費 税等) 5月31日
- ・国税/9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 5月31日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3 回の場合) 5月31日
- ・国税/確定申告税額の延納届出による延納税 額の納付 5月31日
- ・国税/特別農業所得者の承認申請 5月15日
- ・地方税/自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税/5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税/所得税の予定納税額の通知 6月17日
- ・国税/4月決算法人の確定申告(法人税・消費 税等) 7月1日
- ・国税/10月決算法人の中間申告 7月1日
- ・国税/7月、10月、1月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 7月1日
- ・地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の 納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

- · 労務/健康保険·厚生年金保険被保険者賞与 支払届 支払後5日以内
- ・労務/児童手当現況届(市町村役場に提出) 7月1日

税務署だより

ご存じですか?

「定額減税特設サイト」は こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減稅

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」 をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象 (注:合計所得金額が 1,805万円以下の方のみ) として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(※)…1人につき3万円 ※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から 減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

税 だ 務 よ

給与支払者向け定額減税説明会 5月開催日程

- ○現在開催を予定している説明会は以下のとおりです(今後、随時更新することを予定していますので、 適宜ご確認ください。)。
- ○会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式 アカウントから事前申込をお願いいたします。

なお、定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。



事前申込 (国税庁LINE公式アカウント) はこちら



開催日	時間	会場	会議室等	会場の所在地	定員
R6.5.13	10:00 ~ 11:00	中野区産業振興センター	大会議室	中野区中野2丁目13-14	70人
R6.5.30	14:00 ~ 15:00				

- ・給与支払者向け定額減税説明会は中野税務署と中野区役所の共催です。
- ・駐車場は、台数に限りがあります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・3月中旬に国税庁から送付したパンフレットをご持参ください。お手元にない場合等は、こちらか らダウンロードをお願いします。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

理事会を開催(於:中野セントラルパークサウス会議室)



挨拶:横山会長



挨拶:金高副署長様





参加された皆様 へ

◆全法連・東法連◆

2月14日 全法連・税制セミナー (ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



『社会保障と税を 一体で考える』と題 して、90分に亘り、 とても濃い講話を して頂きました。

講師:田中秀明氏

3月4日 全法連・事務局セミナー (ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



田中専務理事



て約3時間に亘り、 実務に役立つ実 践的な講話をして

『基礎からわかる公

益法人の制度運

営について』と題し

講師:竹井豊氏 頂きました。

3月4日 東法連・税制講演会 (於:京王プラザホテル)



『令和6年度税制 改正大綱から学ぶ 中小企業税制と今 後の諸課題につい て』と題して90分に 亘りとても濃い講話

講師:青山慶二氏 をして頂きました。

税務署だより

中野税務署は

中野駅北口の旧庁舎から南口駅前の

仮庁舎に移転します。



令和6年 5月20日(月) 執務開始

【仮庁舎の住所】

〒164-8566 中野区中野二丁目 24番 11号 住友不動産中野駅前ビル 6階

電話 03-3387-8111 (代表)

★一般的なご質問は国税相談専用ダイヤルへ★ 電話 0570-00-5901 (平日 8:30~17:00)

(土日祝日及び 12月 29日~1月3日を除く)

【アクセス方法】

JR 中央線・東京メトロ東西線 「中野駅」(南口徒歩1分)

中野税務署

(旧庁舎) 〒164-8566

東京都中野区中野四丁目 9-15 電話 03-3387-8111 (代表)

マル経融資をご活用ください!



詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部 TEL: 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務)を実施しております。 ※会員・非会員問わずご利用いただけます。

「無担保」・「保証人不要」・「手数料不要」

◆融資限度額:2,000万円

◆利 率:1.25%(2024年4月1日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間:運転7年以内/設備10年以内

【主な融資要件】

- ・従業員20名以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている

※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。



中野都税事務所

5月は自動車税種別割の納期です 納期限 5月31日(金)

令和6年度の自動車税種別割納税通知書は、5月1日(水)に発送します。

〈ご利用になれる主な納付方法〉

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!



















R Pay

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることでも納付できます。 詳細は主税局HPをご覧ください。

クレジットカード

地方税お支払いサイト から納税が出来ます。











他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

~ 車検時に納税証明書の提示を省略できます ~

運輸支局等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかりますので、車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066(平日9時~17時) 主税局HP 都税の支払い方法 ▶ ▶ ▶



5年ぶりに『新入会員特別研修会・交流会』が、3月21日休中野セントラルパークサウスミーアットパ ークで開催され、71名の方が参加されました。









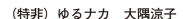






金高副署長様

参加された新入会員の皆様の



【新人研修会の感想と御礼】

研修会ではご挨拶の機会を頂き、支援活動のPRパンフレットと「木 の香り」の癒しをお届けできましたこと、また大変充実した時間を過ご させていただき心から感謝申し上げます。

NPO法人の支援活動へのご理解と、今後の協力への暖かいお言葉を 頂戴し、普段交流が少ない皆様や初めての出会い、女性部会や活動部に 入部するなど交流を深めることができました。

これからも、より良い地域環境づくりや地域・社会貢献活動に励んで まいります。

(同) 大三郎 代表社員 内野大三郎

【新人研修会の感想と御礼】

この度、中野法人会に合同会社大三郎として入会させていただきまし た代表社員の内野大三郎と申します。

法人会歴は、長かったのですが、出戻りとして温かく受け入れていた だきましたことに感謝申し上げます。

行政書士と不動産を取り扱うことをメインに生活の基盤を組み立てて おりますが、公務として区議会でもお仕事をさせていただいております。 法人会は、「長」たる者同士が集い、同じ経営者の仲間として、悩み や喜びを分かち合える最高のチームだと思っております。

引き続きのご指導、伏してお願い申し上げます。













参加された支部長の皆様

※中野法人会には、(青年部会・女 性部会)があり、それぞれ独自 に活動を展開しております。

是非、ご入会のご検討を!

充実した部会

◆青年部会

創立44年目、年齢が50歳迄 の男女どなたでも入会可能 年会費:6,000円

◆女性部会

創立43年目、女性の経営者、 社員の方どなたでも入会可能

年会費:3,600円



米持青年部会長



大島女性部会長





受託会社の皆様

新入会員特別交流会

参加された新入会員の皆様







































~ ~ ~ ~ 会場の様子 ~ ~ ~ ~ ~ ~

→ 令和5年度新入会員 → ○

第1支部(上鷺宮·鷺宮·白鷺·若宮)

(有) 間 野 商 店 上鷺宮3-8-22-C408 (一社)上鷺テラス 上鷺宮5-26-20 (株)まんまるハウス 鷺宮3-17-7 plan&deco(株) 鷺宮5-15-15 英 若宮3-58-24 第2支部(江古田·江原町·丸山·沼袋)

機器松インターナショナルロシスティックス 江古田4-21-13㈱堀野商事エンジニアリング 江原町2-14-17 (株) 堀 野 商 事 江原町2-14-17 (株)南澤コンサルティング 丸山2-19-13 第3支部(大和町·野方)

(株)M F 中央4-8-18 D 第4支部(新井3~5丁目・松ヶ丘・上高田) (株)E D W 上高田1-16-10 ㈱GOMOON GROUP 上高田4-22-9 第5支部(新井1~2丁目・中野4~6丁目)

鮮 新井1-11-2 MT-confiance(株) 新井1-20-7 (株) ネ イ ト 新井2-7-13

S E 新井2-33-9 (株) G N M G (株) 中野4-10-2 (同)Digital Smarthands 中野4-10-2(株) 髙 木 製 材 所 杉並区高円寺南5-40-20 (株) ミスター X 中野5-56-15 (株) 傍 流 社 + 野5-60-2 ライオンズブラザ+野213 第6支部(東中野)

桜 山 (株) 東中野3-9-20 H e a r t y (株) 東中野4-7-18 第7支部(中野1~3丁目)

(一財)身元保証等高齢者サポート機能評価機構 中野2-2-3 松 (株) 中野2-14-19 野 学菅原学園 至誠館大学 中野2-18-3 (-社)中野権利擁護センターアクセプト 中野2-28-1 (株) 正 直 不 動 産 中野3-34-31 ツカサ工業(株)中野3-50-142F ㈱暁グローバルパートナーズ 弥生町2-4-9-6F 第8支部(中央3~5丁目·本町4~6丁目) Co-Co Care(株) 中央5-29-11 ㈱カインドモスイノベーション 本町4-30-17 (株) 桂 屋 本町6-21-16

第9支部(中央1~2丁目·本町1~3丁目)

(株) I N O U T 中央2-2-9 ス カ イ (株) 本町2-29-12 (株) 富 士 商 会 本町2-29-12 第10支部(弥生町・南台)

東京電通工(株) 弥生町2-7-5 m i i T a n(同) 弥生町4-22-2 (同)Kodomo茶道 南台5-15-20 賛助会員

te-to-te 上鷺宮3-8-22 一色フォトスタジオ 沼袋4-22-11 都民ファーストの会大沢ひろゆき事務所 松が丘2-7-9 山 本 将 貴 本町4-47-10 高田馬場グランドボウル 新宿区高田馬場1-35-3 村松法律事務所 嚼4-10-2嚼セントラルバークサウスス階 積水ハウス㈱東京西シャーメゾン支店 渋谷区代々木2-1-1 町のゴルフ屋さん 本町4-43-13 渡 邉 朗 本町2-46-3-803 (株) エ ヌ ア イ 練馬区東大泉3-2-5 (株)ジープランニング 江戸川区中央2-1-20 居酒屋 しんゆう 弥生町4-25-1

《第8・9支部》

日帰りバス研修会 ◆ (3月16日生) 陸上自衛隊りっくんランド&澤乃井酒造&ごん助)



澤乃井酒造





ミステリーツアーの始まり





酒井支部長・櫻井相談役・澤乃井酒造小澤会長



日本酒試飲の様子



いろりの里 高尾山名主ごん助













乾杯: 高野相談役 中締:酒井支部長

~ ごん助にて夕食会の様子

本部・支部だより

税務研修会(5/24&5/27)オンラインセミナーを開催予定

5月24日&5月27日、講師に中野税務署・木村調査官にお願いしまして、「オンラインセミナー」を行います。(詳細は事務局までお問い合わせ下さい。)

尚、「中野法人会経営塾第一弾(令和6年度・税制改正)」につきましては、右記の日程で開催予定ですので、同封の案内でお申し込みください。

○日時: 令和6年6月3日(f) 16時~17時30分

令和6年6月7日 (金) 16時~17時30分

○会場:法人会館2階会議室+WEB

○講師: 齋藤英一先生(税理士法人 アンシア代表税理士)









支部・役員会を開催!

各支部、令和6年度の事業計画(税務研修会・福利厚生事業等)、会員増強推進の件等について意見交換を行いました。

受託会社である大同生命保険㈱、ハピネスインテンションの担当者からも話して頂き、その後、懇親 会を行いました。支部長を中心に、新たなスタートができました。



第1支部(新井支部長) 2月9日(於:鷺宮・どんど晴れ)



第2支部(滝口支部長) 2月20日(於:沼袋・藤乃)



第3支部(石﨑支部長) 2月15日(於:野方・慶和楼)



第4支部(谷津支部長) 2月19日(於:松が丘・松寿司)



第5支部(齋藤支部長) 2月22日(於:中野5丁目・魚々楽)



第6支部 (三橋支部長) 2月5日 (於:東中野・こ卯さぎ亭)



第7支部(竹下支部長) 2月14日(於:片山鳥肉店)



第8支部 (酒井支部長)&第9支部 (鈴木支部長) 2月28日 (於:中央3丁目・トレビス)



第10支部(小倉支部長) 2月26日(於:弥生町・今是)

部会だより

《青年部会 第6回研修会》

2月2日、法人会館とWEBを活用して、『第6回研修会』が開催されました。

講師に渋谷税務署・福永広報広聴官を招聘して、『租税教室・講師養成講座』について話して頂きました。

租税教室の進行をデモンストレーションし、 丁寧により具体的に講義して頂きました。

租税教室に役立つ、大変内容の濃い充実した 研修会になりました。ご出席頂いた中野税務署 の幹部の皆様に、感謝申し上げます。









── 参加された皆様 ──

~ WEBで参加された皆様 ~

~ 講師:福永広報広聴官

~ ~ 米持部会長 ~ ~

《青年部会》 ◆「親睦チャリティゴルフコンペ」 を開催 ◆

(3月19日 於:メイプルポイントゴルフクラブ)

終了後は、片山鶏肉店で親睦会。



成績は下記のとおり です。

(敬称略) 優 勝:矢島友伸

準優勝:糠信誠吾 第3位:森 栄二





メイプルポイントゴルフクラブ 第

活発な事業・研修(税関係)を展開!!!

青年部会独自で"租税教室"を実施!

2月17日(±) 区立塔山小学校 6年1・2組









講師:米持氏、吉永氏 アシスタント:上田氏、出井氏 職業紹介:米持氏、吉永氏、上田氏 カルタ:佐野氏

狩野校長先生と

《女性部会》 • 東法連女連協令和5年度全体連絡会 •

2月26日、東法連女連協主催の『令和5年度女性部会全体連絡協議会』が、京王プラザホテルで開催されました。食品ロス問題ジャーナリスト出井留美氏が「賞味期限のウソ・ホント 食品ロスに関する新常識 経済とSDGsについて」と題して講演後、『令和5年度・税に関する絵はがきコンクール』の選考結果発表が行われました。







表彰作品の展示

参加された皆様

表彰式の様子

《女性部会》 ◆ 役員会を開催 ◆

3月14日、女性部会役員会を中野セントラルパークサウス会議室で開催されました。

主に、『第43回定時総会』へ向けて役割分担の確認と今度の活動について役員同士で活発な意見交換を行いました。





3月14日 女性部会・役員会(於:中野セントラルパークサウス会議室)

>>=>===(14) =>==

活発な社会貢献活動を展開!!!

中野ランニングフェスタ2024





法人会は"受付"の担当です。





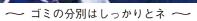


ランフェスを盛り上げて頂きました!















- 皆さん!日頃の成果を発揮してくださ~い! ~~





ボランティアスタッフに参加された皆様、お疲れ様でした!!・

な

会員事業者紹介

いっぱんざいだんほうじん どぼくけんちくこうせいかい 一般財団法人 土木建築厚生会

業種:福利厚生

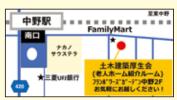
代表者 中田 一之 (なかだ かずゆき)

所在地 〒164-0001 中野区中野2-12-11 フランボワーズガーデン中野2F

TEL 03-6327-7777
FAX 03-6327-8888

URL http://dobokukenchiku-kouseikai.or.jp/





企業紹介

老人ホーム等の無料相談・紹介、 各種損害保険の取扱い、及び セミナーや健康ウォーキングの 開催などを行っております。



↑詳しくは

やきにく げん **焼肉 源**

業種:飲食業

代表者 小宮山 崇 (こみやま たかし) 所在地 〒164-0012 中野区本町3-32-23

グリーンキャピタル松井ビル2階

TEL 03-6276-4588

FAX なし URL なし



企業紹介

当店は「丸富牛」という新ブランド牛(石垣島で生まれた牛を鹿児島県で育て出荷される和牛)を日本で初めて扱った焼き肉店です。 【**営業時間**】 平日 16:00~23:00(L.0) 土日祝 12:00~23:00(L.0)

とれびす

業種:飲食業

代表者 志多伯 勉(したはくつとむ)

所在地 〒164-0011 中野区中央3-22-1

TEL 03-3365-8522

FAX なし URL なし



企業紹介

数々の TV や雑誌で話題の "牛ヒレカツサンド"が 人気のビストロ とくていひえいりかつどうほうじん ゆるなか 特定非営利活動法人ゆるナカ

業種:サービス業

代表者 大隅 涼子(おおすみ りょうこ)

所在地 〒164-0001 中野区中野

TEL 080-3699-3749

FAX なし

URL https://lit.link/yurunaka



NPO法人ゆるナカ



企業紹介

ゆるナカは、地域に根付いた多世代間交流のプラットフォーム"ゆる~く繋がる中野"を続けて行きます。